

名証自規第712号
平成20年7月29日

上場会社代表者 各位

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 畑柳 昇

株券電子化の円滑な実施のための対応について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当取引所の運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、株券電子化が来年1月に実施されることが予定されており、残すところ半年となりました。株券電子化は証券市場全体に大きなメリットをもたらす制度であります、すべての発行会社等において適切な対応が取られるとともに、すべての株主、担保権者等がその権利確保のための措置をとることが円滑な移行のために不可欠でございます。

つきましては、貴社におかれましても、電子化後の株式事務の整備につき所要の対応を進めていただくとともに、株式会社証券保管振替機構（以下「保振」という。）に預託されていない株券等の保有等がある場合には、株券電子化後の株式の管理方法について早急にご検討、ご対応をいただきますようお願い申し上げます（保振からの通知「貴社が保有する上場株券の早期預託等のお願い」（平成20年6月13日 保振業務20第85号）をご参照ください。）。

（保振に預託されていない株券の取扱いについて）

特別口座に移行する予定の株券については、自社の名義になっているかご確認ください。

（万が一、自社名義でないものについては早急に名義書換を行う必要がございます。）

株券電子化前に保振へ預託する株券については、早期に預託いただくことが必要です。（株券電子化実施日直前においては、短期間に大量の株券が預託され、関係者の預託事務及び名義書換事務に混乱が生じるおそれもあることから、保振において、状況に応じ、混乱回避のための対策が行われる可能性もございます。）

（担保株券の取扱いについて）

株券電子化の実施日において、現物株券の差入れにより担保設定しているものは担保に係る権利を確保できなくなる可能性がございます（特に手続をとらない場合には、名義人の特別口座に株式が記録されることとなります。）。貴社におかれましても該当の担保株券がある場合には、所要の対応を早期に実施いただくことをお願い申し上げます。

（株主への周知徹底について）

いわゆるたんす株に係る名義書換や保振預託による株主の権利の保全については、本来、株

主が自ら行うべきものであります、一方で、上場会社として株主に対して周知徹底を図ることはＩＲの観点からも非常に重要であると考えております。上場会社の中には、例えば、所在不明株主の調査や保有非預託株主に対する預託等の呼びかけなどの取り組みを行っておられるところもございます。

貴社におかれましても、株券電子化への円滑な移行に向けて、株主に対する周知徹底に努めていただきますようお願い申し上げます。

（端株制度を採用している上場会社の皆様へ）

端株を発行し、電子化に伴う端株の処理方法を定めていない会社については、早急に決定する必要がありますので、至急、当取引所自主規制グループまでご連絡いただきますようお願い申し上げます。

（アンケートへのご協力のお願い）

当取引所におきまして、上記の各項目についての貴社の取り組み状況及び今後の対応予定を把握いたしたく、大変恐縮でございますが、別添1「株券電子化に関するアンケートについて」に記載の要領にしたがい、8月8日（金）までにご回答いただくようお願い申し上げます。

敬　具

【お問合せ先】

株式会社名古屋証券取引所
自主規制グループ（上場監理担当）
TEL：052-262-3174
E-mail：syoken@nse.or.jp